

## 西宮市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3項の規定に基づき、西宮市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付の支給（以下「補足給付」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 補足給付の対象者は、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「給付認定保護者」という。）に係る教育・保育給付認定子ども（以下「給付認定子ども」という。）が西宮市立幼稚園で教育の提供を受けた場合において、当該給付認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又西宮市立幼稚園に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用の支払いをする者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯である給付認定保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯である給付認定保護者
- (3) 当該年度分の市町村民税所得割額（政令指定都市はその3/4）が77,100円以下の世帯に属する園児の給付認定保護者。ただし対象費用は第3条第1項第1号に限る。
- (4) 世帯に属する小学校第3学年以下を年齢が高い者から数えて第3子以降の子どもが属する園児の給付認定保護者。ただし対象費用は第3条第1項第1号に限る。
- (5) その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認定した世帯である給付認定保護者

### (対象費用の範囲及び支給限度月額)

第3条 補足給付の対象となる費用の範囲は、国が定める実費徴収に係る補足給付事業実施要綱に基づき、次のとおりとする。

- (1) 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分について法第20条第1項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
  - (2) 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項に掲げる費用に限る。）
- 2 補足給付の支給限度月額は、国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額とする。

### (実施方法)

第4条 補足給付の実施方法は、対象者が西宮市立幼稚園に支払った実費徴収額について、西宮市より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を支給する方法とし、当該年度を一括して行う。

### (補足給付の対象)

第5条 当該年度の補足給付の対象は、当該年度に必要な副食材料費及び食材料費以外の実費徴収額とするが、当該年度の前後の期間に行われた実費徴収であっても、当該年度に必要となる副食材料及び食材料費以外の実費徴収である場合は、当該年度の補足給付

の対象とする。

(支給額の算定)

第6条 補足給付の支給額は、西宮市立幼稚園が給付認定保護者から現に実費徴収した対象費用の額とし、第3条第1項各号に定める範囲ごとの支給限度月額に第2条に掲げる対象者に該当する月数を乗じた額を上限とする。

(申請)

第7条 補足給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西宮市立幼稚園実費徴収に係る補足給付支給申請書(様式第1号)に給付認定子どもが利用している西宮市立幼稚園実費徴収額証明書(様式第2号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補足給付の支給の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補足給付の支給を決定したときは、西宮市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付支給決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとし、当該決定に係る支給額を支給するものとする。

3 市長が第1項の規定により補足給付の不支給を決定したときの通知は、前項の規定を準用する。

(取消及び返還)

第9条 市長は、前条第2項による支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が、偽りその他不正な手段により補足給付の支給の決定を受けたと認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補足給付の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補足給付が既に支給されているときは、その返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。